

## 災害に強い住まいづくりを進めていくための川口市の支援制度のあらし

市では以下のような支援制度を行っています。支援制度には、各種条件がありますのでそれぞれの担当窓口までお問い合わせ下さい。

### 【木造住宅簡易耐震診断】

**無料で耐震診断を行っています！**

対象：2階建て以下の木造住宅(プレファブ住宅を除く)で、原則として昭和56年以前に建築された建物。

コンピューターによる簡易診断

必要書類：建築確認申請書又は間取りの判る図面

担当：建築審査課建築指導係

### 【建築相談】

**無料で建築相談を行っています！**

開催日：毎月第2第4木曜日(祝祭日除く)

時間：午前10時～正午

場所：川口市鳩ヶ谷庁舎

担当：建築審査課建築指導係

### 【道路後退用地整備支援】

**公道沿いで道路後退する場合に支援します！**

対象：公道沿いで、建築物を建築する際に後退用地を寄付していただいた場合

助成対象：後退用地の分筆に係る調査・測量・登記等にかかる費用

助成限度額：12万円

担当：建築審査課管理係

### 【生け垣や屋上緑化等の支援】

**既存の塀等を撤去し、生け垣等の設置費用、屋上や壁面を緑化する費用を支援します！**

生垣・フェンス緑化の支援

・助成額及び限度額

生け垣：7千円/m、上限14万円

塀撤去費：費用の1/2、上限16万円

(費用が16千円/m以上の場合は、8千円/mが限度)

フェンス緑化：1千円/m、上限2万円

屋上緑化・壁面緑化の支援

・助成額及び限度額

屋上緑化：費用の1/2又は2万円/m<sup>2</sup>×施行面積の低い額、上限40万円

壁面緑化：1千円/m、上限2万円

担当：みどり課推進係

### 【耐震診断支援】

**耐震診断費用の一部を助成します！**

対象：原則として昭和56年以前に建築された戸建て住宅、共同住宅等。

助成額：費用の2/3

助成限度額

・戸建て住宅：6.5万円

・共同住宅等：5万円/戸かつ150万円

担当：建築審査課建築指導係

### 【耐震改修工事支援】

**耐震診断費用の一部を助成します！**

対象：原則として昭和56年以前に建築された戸建て住宅、共同住宅等で、耐震診断の結果、地震に対して安全でないと判定された住宅を耐震改修する建物。

助成額：費用の23%

助成限度額

・戸建て住宅：30万円

・共同住宅等：30万円/戸かつ300万円

担当：建築審査課建築指導係

### 【川口市の担当窓口】

住所：〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 川口市役所鳩ヶ谷庁舎

建築審査課建築指導係

TEL：048-242-6344

…木造住宅簡易耐震診断耐震診断、耐震改修工事支援、建築相談

建築審査課管理係

TEL：048-258-1110(内線5611・5612)

…道路後退用地整備

みどり課推進係

TEL：048-242-6335 …生け垣や屋上緑化等

# 芝富士地区

# まちづくり協議会 ニュース

# 6号

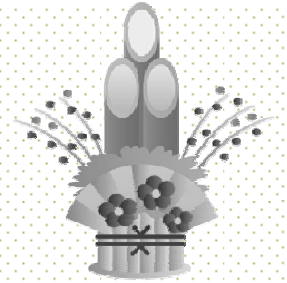
発行日：平成25年1月

発行：芝富士地区まちづくり協議会

(事務局)川口市都市整備部市街地整備室

編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

芝富士地区まちづくり協議会では、昨年引き続き、地区のまちづくりについての話し合いを継続し、活動内容を地区の皆さまにお伝えしていきます。本年もよろしくお願いいたします。



## 市より

## 第2回 住まいの相談会を開催します！

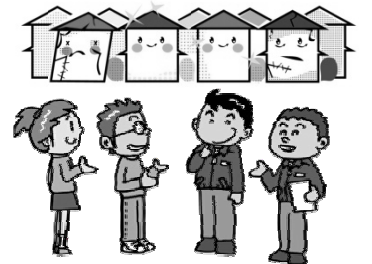
住まいの相談会では、市と専門家が、古くなった住まいの耐震化や不燃化のための建替え、道路事業に伴う建替えなどのご相談に応じます。

事前にお申込みのうえ、ご参加ください(※相談は無料です)。

■日時：平成25年 **2月17日(日)**

午前10時～12時、午後1時～4時

■会場：川口市市街地整備室 (芝園町3-17)



※住まいの相談会は**事前予約制**になります。別紙「住まいの相談会のご案内」をご覧ください、電話かFAXにて申込みをお願いします。

## 開催報告

平成24年10月26日(金)に、第1回住まいの相談会を開催しました。

住宅市街地総合整備事業や、耐震診断・耐震改修の相談などの住まいに関する様々な相談をいただきました。

当日都合が悪くご参加できなかった方も、上記のとおり2月に開催いたしますので、お気軽にご参加ください。



▲当日の相談会の様子

## 問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17  
TEL：048-264-5321(直通) FAX：048-264-5322

## 第6回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました！

平成24年11月13日（火）に第6回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました。当日は、前回の協議内容の確認（地区計画の目標／地区施設の位置づけ／建築物等の用途の制限）と、まちづくりルール（地区計画）の内容検討②（区域の確認／敷地面積の最低限度／壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限）を行いました。

次回、第7回まちづくり協議会は平成25年2月5日（火）に開催する予定です。会員以外の方でも傍聴ができますので、ご興味がある方は、4頁下段の問合せ先までご連絡ください。

### 第6回 芝富士地区まちづくり協議会

- 日時 平成24年11月13日（火）19時～20時30分
- 場所 芝富士公民館 / ●出席者 9名
- 次第
  1. 開会
  2. まちづくりの取組みの経過報告 →3頁参照
  3. 地区計画の内容検討②
  4. 次回の予定
  5. 閉会



▲当日の意見交換の様子

## 第6回協議会で出された地区計画に関する意見の要旨

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

**会員:**大規模敷地の細分化を防ぐことが目的であれば、敷地面積の最低限度を大きめの数字にしてはどうか。例えば150㎡などが考えられる。

**会員:**防災性の向上を目指すのであれば、敷地面積の最低限度のルールは設けたい。設けておかないと、敷地の分割がますます進む可能性もある。具体的な数字については今後の検討課題で良い。

**会員:**隣地境界線からの後退については、今回のアンケートの自由意見として多くあがっていたと思う。民法で規定されていても、実態としては物置などが置かれていて空間が確保されていないことも多い。

**会員:**道路にプランターなどが置かれているという意見もあったので、道路上にそのようなものはみ出さないルールは必要かもしれない。

**会員:**工作物等の設置の制限は不要だと思うが、隣地境界線からの壁面の位置の制限は必要だと思う。火事の際の延焼防止に役立つと思う。

## 市より

### アンケート調査では、たくさんのご意見ありがとうございました！

平成24年8月に地区内にお住まいの方や地区内に土地・建物をお持ちの方を対象として、まちづくりルール（地区計画）の検討のためのアンケート調査を実施しました。特に自由記述欄では皆さまから多くのご意見をいただき、ありがとうございました。

行政への個別の質問等については、市役所の関係各課へ情報提供を行いました。必要に応じて対応させていただきたいと考えています。

これからも皆さまからのご意見をお待ちしております。

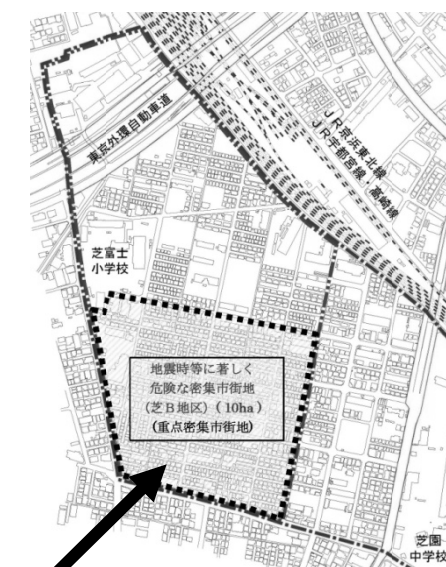


### 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表！

平成24年10月、当地区の大半が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として国土交通省より公表されました。この公表された密集市街地は、全国に約6,000haあり、国土交通省では平成32年度までに概ね解消するとの目標を定めています。

この公表された密集市街地は、密集市街地の中でも、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である“著しく危険な密集市街地”になります。

市としては、今後も防災に強いまちづくりを目指し、計画的に整備を進めていきます。



：地震時等に著しく危険な密集市街地

### 主要区画道路2号線、3号線、4号線整備に伴う測量を実施中！

地区内に幅員8mの道路整備を行う主要区画道路2号線、3号線、4号線について現況測量を行っています。

2号線については、12月9日に用地測量の実施に伴う説明会を開催しました。3号線、4号線については、平成25年度に用地測量を行いたいと考えています。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

